



核軍縮に関する国際情勢 (10)

—— 米印原子力協力合意と核不拡散 ——

大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

米国とインドの間において、原子力協力に関する基本的な合意が達成され、具体的な協定に向けての作業が継続されている。これは、米印の包括的な協力と戦略的パートナーシップの強化の強化という全体的目標に向けたて行われており、さまざまな論点を含むものであるが、ここでは、核兵器の不拡散および軍縮にどう影響するかという側面から検討を行う。

インドは、NPTへの加入を一貫して拒否し、1998年には地下核実験を実施し、事実上の核兵器国となっているが、核不拡散条約（NPT）の規定上は非核兵器国であり、その間の矛盾をどのように解消していくかが大きな問題であったが、今回の米印合意は、この問題にも大きなインパクトを与えるものである。

I インドの核開発

インドの核開発は、第一義的には中国への対抗を目指したものであり、1964年の中国の最初の核実験が、大きな動機となっている。1965年から開始されたNPT交渉過程において、インドは水平的不拡散のみならず、垂直的不拡散（核兵器国の核軍縮）をも含むべきであると主張し、NPTは差別的であるとして一貫して反対してきた。

NPTは1968年7月1日に署名されたが、条約は「核兵器国」として、「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」と規定し、それ以外の国は、条約の締約国であるか否かに拘わりなく、すべて「非核兵器国」として条約上は取り扱われることとなった。

インドは1974年に核実験を実施したが、それはあくまで平和目的であり、核兵器の製造を目指したのではないと主張した。この核実験は、カナダと米国の援助を利用したものであり、平和利用協力が核拡散に悪用されることが明らかになり、米国等7カ国が原子力供給国グループ（NSG）を結成し、輸出管理のためのガイドラインに合意した。

1998年5月にインドは地下核実験を実施し、それに引き続きパキスタンも核実験を実施した。これらの実験は、両国ともNPTの締約国ではないため、NPT違反問題は生じないが、国際核不拡散体制には大きな打撃となった。

2000年NPT再検討会議の最終宣言は、インドとパキスタンの核実験に関して、その核実験にも拘わらず両国は核兵器国の地位を有しないと述べ、NPTに非核兵器国として加入すること、CTBTを署名し批准すること、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを遵守するよう要請している。

核実験の後、インドは核兵器の開発および配備を

推し進め、2003年1月にインドの核戦略を公表したが、その内容は以下の通りである。

- 1 信頼できる最小限抑止力を構築し維持する。
- 2 核兵器の先行不使用の態勢＝核兵器はインド領域またはインド軍への核攻撃の報復としてのみ使用される。
- 3 先行攻撃に対する核報復は大量であり、受忍できない損害を与えるよう考案されている。
- 4 核報復攻撃は核管理当局を通じた文民の政治的リーダーシップにより許可される。
- 5 非核兵器国には核兵器を使用しない。
- 6 但しインド領域またはインド軍への生物または化学兵器による大規模な攻撃の場合には、インドは核兵器による報復のオプションを維持する。
- 7 核およびミサイル関連物資と技術の輸出に対する厳格な管理の継続、FMCT交渉への参加、および核実験モラトリアムの遵守の継続。
- 8 世界的で検証可能なかつ無差別の核軍縮を通じた核兵器のない世界という目標へのコミットメントの継続。

インドは事実上の核兵器国として、すでに数十発の核兵器を保有し、配備していると考えられている。

II 米印原子力協力合意の内容

2005年7月18日に米国のブッシュ大統領とインドのシン首相は首脳会談において、共同声明を発表し、インドが民生用原子力計画を発展させる計画を議論し、米国はインドに対する民生用原子力協力を推進することに合意し、米大統領は、以下のような約束を行った。

- 1 インドが原子力を促進しエネルギー安全保障を達成するという目的を実現するために、イ

ンドとの完全な民生用原子力協力を達成するため努力する。

- 2 米国の国内法と政策をそれに適合させるため議会からの合意を求める。
- 3 インドとの完全な民生用原子力協力と貿易が可能となるよう国際レジームを調整するため友好国および同盟国と努力する。

それに対してインドのシン首相は、米国等の先進原子力技術を持つ他の主要国と同様の責任と慣行を引き受け、同様の利益を得る用意があることに同意し、以下の約束を行った。

- 1 民生用と軍事用の核施設と計画を段階的に識別し分離し、民生用原子力施設に関する申告をIAEAに提出する。
- 2 民生用原子力施設を自発的にIAEA保障措置の下に置くことを決定する。
- 3 民生用原子力施設に関して、追加議定書を署名し、遵守する。
- 4 核実験のインドによる一方的モラトリアムを継続する。
- 5 多国間の核分裂性物質カットオフ条約締結に向けて米国と協力する。
- 6 濃縮・再処理技術を有しない国へのそれらの移転を自制し、その拡散を制限する国際努力を支持する。
- 7 包括的輸出管理立法およびMTCR（ミサイル技術管理レジーム）とNSGガイドラインへの一致と遵守により、核物質と技術を管理するために必要な措置を取ることを確保する。

III 米印原子力協力合意の実施

- 1 兵器用核施設と民生用原子力施設の分離

2006年3月2日の米印共同声明において、ブッ

シュ大統領とシン首相は、インドの分離計画の議論が成功裏に終了したことを歓迎している。

インドは稼働中および建設中の22の原子炉のうち14の原子炉を識別し、2006年から2014年の間に段階的にIAEA保障措置の下に置くことに合意した。どの核施設が選択されるか、またどのような段階で保障措置の下に置かれるかはすべてインドが決定することになっている。また将来のものも保障措置に置かれるが、民生用かどうかを決定する権利はインドのみが保有している。

米国は、この分離は信頼できるものでかつ透明性のあるものでなければならず、また不拡散の立場から見て納得のいくものでなければならぬと主張してきたが、米国がこの分離計画に合意したことは、米国はこれらが満たされていると判断したものと思われる。

2 米国議会による承認

米国の原子力法は、NPTに加入していないインドとの原子力協力を禁止しているため、この米印原子力協力合意を実施するためには、米国の国内法を修正する必要がある。米国下院は、7月26日に「米印原子力協力促進法」を賛成359、反対68で可決しており、上院もこの秋に同様の法案を可決するだろうと考えられている。

このように、米議会においては、核不拡散に対する危惧よりも、米印関係全体の改善と促進、および米国の経済的利益などに高い優先度が与えられており、インドとの原子力協力を進める方向に進展している。ただ、最終的に米印原子力協定が締結される時には、その条約の批准に関して上院が再び審議することになっている。

3 原子力供給国グループ (NSG) による承認

インドの1974年の「平和目的」核実験を契機に、米国を中心とする原子力先進7カ国により、原子力供給国グループ (NSG) が結成され、原子力平和利用における協力が核兵器開発に悪用されないよう、輸出管理の側面でのガイドラインに合意した。

さらに1992年には、原子力協力の条件として、相手国が包括的保障措置を受諾していることが、新たに合意された。この合意により、包括的保障措置を受諾していないインドに対して、NSGのメンバーが原子力協力により核物質や機器、技術を移転することは禁止されることになった。

今回の米印原子力協力合意を実施するためには、このNSGのルールをクリアする必要がある。米国は、ガイドラインを要件を変更するつもりはなく、インドを例外的なケースとして取り扱うという政策決定をNSGが取ることを提案している。

この問題に対して、インドとの原子力協力を経済的利益をもくろむロシアやフランスは米印協力を好意的な態度を示しているが、いくつかの非核兵器国は核不拡散の側面から反対の意を表明している。審議は継続しており、その結果が注目されている。

4 IAEA保障措置の適用

さらに、インドは民生用原子力に関して、IAEAの保障措置を受けるためにIAEAと交渉し、保障措置協定を締結する必要がある。NPT締約国である非核兵器国は、そのすべての原子力活動に関して包括的な保障措置を受ける義務がある。NPT交渉時において、特に商業上の不利な取扱いを回避するため、核兵器国も自発的にその民生用原子力施設に対してIAEAの保障措置を受け入れることに合意している。

この5核兵器国に適用されている保障措置は、自

発的提供協定と呼ばれており、各国が提供する選択対象リストから、IAEAが実際に保障措置を適用する施設を選択し、指定している。

インドの場合は、民生用と軍事用の分離を行った上で、すべての民生用原子力施設を永久に保障措置の下に置くことになっている。このため、5核兵器国で実施されている自発的提供協定とは当然異なるものになると考えられる。したがって、インドに特有な保障措置協定が、IAEAと交渉されることになるが、透明性を確保し、核不拡散の側面から見て説得力のあるものでなければならないであろう。

IV 国際核不拡散体制との整合性

1 米国の行動

米国はこの合意により、NPTに加入しようとするインドを核不拡散体制に取り込むことができ、国際核不拡散体制を強化することになると主張するが、それに対するさまざまな異議が唱えられている。

第1の問題は、この合意により米国はインドが軍事用核施設をもつことを承認し、それを査察から除外することに合意しているので、インドを事実上の核兵器国として承認することになるという問題である。米国は、インドを核兵器国とは認めないと述べているが、実際はその地位を承認するものである。

たとえば、日本がNPTに署名し、批准する際にはさまざまな意見があり、核軍縮が本当に進むかどうか、平和利用が妨げられないかどうかなどが広範に議論されたが、これらの議論の大前提として、5核兵器国は現状を追認するものであるので仕方がないとしても、新たな核兵器国が認められることはまったく有り得ないと考えられていた。その意味でこの米印合意は、NPTの基盤そのものを破壊する可能性がある。

第2の問題は、インドはNPTに加入していないからその義務に従う必要はないが、米国は、NPT締約国として、インドを非核兵器国として取り扱い、条約義務を遵守しなければならないという問題である。米国はNPT第1条の下で、核兵器の製造または取得につきいかなる非核兵器国に対してもならぬ援助、奨励又は勧誘を行わないことを義務づけられている。

これに対して米国は、「米国は、インドの核計画を支持していないし、これからも支持しない。インドとのイニシアティブは、インドを核兵器国と認めるものでもないし、核兵器国の定義を変更することやその他の方法でNPTを再交渉することを求めている。またNPTは、インドの保障措置がかかっている施設との民生用原子力協力を禁止していないこと、およびその供給条件として包括的保障措置を要求していないことに注目することが重要である」と述べている。

またインドの濃縮ウランは不足しており、民生用を米国からの供給にまわすことにより、国産の濃縮ウランをすべて軍事用に回すことが出来るようになるが、これは第1条が禁止する援助になると考えられる。米国が指摘する直接の援助にはならないとしても、間接的にインドの核兵器計画を援助することになる。

核不拡散の観点からの批判に対して、ブッシュ大統領は、米印関係は劇的に変化しつつあることを強調し、拡散問題は懸念事項であり議論の一部であるが、不拡散に対するインド政府の誠実な態度があることから、これまでとは違う考え方をすべきであるとし、化石燃料への依存を減らし、経済成長を支援し、拡散問題に強く対処するという目的に適うものであると主張する。

2 インドの行動

この合意によってインドが引き受ける核不拡散に関する約束は、ほとんど現状の追認であり、インドが新たな義務を負うものではない。この点は、「全体として、ブッシュ政権が大幅な変更なしに共同声明を実施できるならば、それは、核不拡散での大部分シンボリックな譲歩の代わりに、インドに多くのもの——事実上の核兵器国としての承認および国際原子力市場へのアクセス——を与えることになるだろう」と分析されている。

核不拡散体制の側面から考えて特に重要なのは、核実験の禁止および核分裂性物質の生産禁止の2点であるが、共同声明に規定されているのは、2003年のインドの核戦略に見られるように、従来のインドの主張と同じであり、インドはまったく譲歩を示さなかったのであり、新たな進展を示すものではない。

まず、核実験に関しては、インドは一方的モラトリアムを継続すると述べているだけであり、これはインドが一方的に自主的に実験を停止しているだけであって、他国との合意によるものでもないし、法的拘束力をもつものでもない。核不拡散の観点からすれば、原子力平和利用の協力の対価として、インドにCTBTの署名・批准を要求することも正当なことと考えられる。

米国が核実験禁止を強くインドに要求できないのは、米国自身の態度の反映であり、米国自身がCTBTに反対し、核実験を実施する可能性を保持しようとしていることに起因しており、米国の核政策の矛盾を示すものでもある。

もう1つは、兵器用核分裂性物質の生産禁止の問題であり、共同声明では、条約締結に向けて米国と協力すると規定されている。インドはその核兵器開発を進めており、兵器用核分裂性物質の生産を継続しており、米国の協力により、より多くの兵器用核

分裂性物質を生産できるようになると考えられる。これは核不拡散と真っ向から対立することであり、条約の締結が近い将来に見込まれないことを考えると、この規定はほとんど意味を持たない。米英露仏の四核兵器国はすでに生産モラトリアムを宣言しており、中国も宣言はしていないが生産を停止していると考えられている。したがって、この原子力協力の対価として、インドも生産モラトリアムを宣言すべきであろうと考えられる。

米国の原子力協力がインドの核兵器開発を促進するものでないという条件を満たす1つの手段が、兵器用核分裂性物質の生産禁止を定めた条約の作成であり、それに対するインドの批准である。

む す び

少なくともこの2つの条件が満たされないままで米印原子力協力が進展するならば、核軍縮に向けた動きはまったく見られず、インドの核兵器保有を黙示的に承認することだけで終わってしまうであろう。

また、NPTを中心とする核不拡散体制は核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の3本柱から成り立っていることが、条約交渉時のグラント・バーゲンであることからすると、今回の合意は、米印の戦略的パートナーシップの強化やインドのエネルギー安全保障および米国の経済的利益に合致するものであるとしても、核不拡散および核軍縮への著しい打撃である。

また原子力平和利用における協力に関しても、米国1国による普遍的な国際規範からの逸脱、すなわちインドの例外的取扱いという側面は、国際社会全体の利益、あるいは国際社会の平和と安全保障に有益なものであるとは考えられないであろう。